

# 兵庫県公報

平成30年6月29日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

- 海洋生物資源の採捕の数量等及び漁獲努力量等の報告手続を定める規則の一部を改正する規則（水産課） ..... 1

## 公布された法令のあらまし

●海洋生物資源の採捕の数量等及び漁獲努力量等の報告手続を定める規則の一部を改正する規則(規則第43号)  
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部改正により、新たにくろまぐろが、その保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定する第1種特定海洋生物資源に追加されるとともに、同法に基づく国の基本計画にくろまぐろを採捕することができる年間の数量の最高限度が都道府県別に定められること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

海洋生物資源の採捕の数量等及び漁獲努力量等の報告手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第43号

#### 海洋生物資源の採捕の数量等及び漁獲努力量等の報告手続を定める規則の一部を改正する規則

海洋生物資源の採捕の数量等及び漁獲努力量等の報告手続を定める規則（平成8年兵庫県規則第97号）の一部を次のように改正する。

第2条中「という。）は、」の右に「漁業を営む者でくろまぐろを採捕したもの及び」を加える。

様式第1号中

「

種	類	陸揚日	採捕の数量（kg）
---	---	-----	-----------

」

を

「

種	類	陸揚日	採捕の数量（kg）
くろまぐろ	体重30kg未満のもの		
	体重30kg以上のもの		

」

に、

「

漁 業 の 種 類	中型まき網漁業・定置漁業・沿岸いか釣り漁業・小型機船底びき網漁業
船 舶 の 許 可 番 号	

を  
「

漁 業 の 種 類	中型まき網漁業・定置漁業・沿岸いか釣り漁業・小型機船底びき網漁業・その他（ ）
免許番号、許可番号又は承認番号	

に改める。

附 則

この規則は、平成30年 7 月 1 日から施行する。